

件名	区内公立小学校PTAに関する陳情			
提出者 住所氏名	墨田区業平 K			
受理年月日	令和5年1月30日	受理番号	第10号	
<p>要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 全児童に必要な物は、PTA会費からではなく、学校徴収金として保護者から集めてください。</li> <li>2 各学校PTAの規約に、入退会についての記載と会費の徴収を学校に委託する旨を設け、保護者に説明した上で、加入申込書の同意書を取るなど、入退会の整備を行ってください。</li> </ol> <p>(理由)</p> <p>コロナ前にPTA役員に退会の意思表示はどうしたらよいか尋ねた際、口頭で申し出れば、退会は可能であるとの回答がありました。また、退会すると、会費で買っている卒業証書を入れる筒などは渡せないため、お子さんがかわいそうなことも出てくるとの話がありました。実費を申し出れば、対応可能とのことでしたが、PTAは、会員限定サービス団体ではないのに、なぜ未加入者が実費を請求されるのか、という疑問も同時に感じました。</p> <p>毎年6月頃、PTA総会後に役員名簿が保護者に配布されますが、業平小学校区にある子ども会は、PTA活動の一環として不離一体という記載があります。子ども会未加入児童は、朝の登校班で通学できないため、親が付き添ったり、一人であったり、未加入同士の友達と通学するなど、世帯ごとに様々です。</p> <p>児童としては、大人の都合で異なる取扱いを受けることにより、心に傷を負う危険があります。親が任意加入団体に入らないことで、なぜ子どもが制裁を受けるのでしょうか。PTAや子ども会は、自主的な活動をする団体と位置付けられているとはいえ、保護者が勝手にやっているわけではありません。性質の異なる団体なので、不離一体の運営は難しいのではないのでしょうか。</p> <p>私は、PTA会費が給食費とセットで引き落としとなるので、PTAは、学校の一部であると入学時に誤認しました。現状の方法が効率的でいいとのことであれば、PTAは、会費の徴収を学校に委託する旨を規約にうたい、保護者に説明した上で、加入申込書の同意書を取るべきであると考えます。</p> <p>ひとり親家庭と共働き世帯を公平に扱う方法はありません。公平ではなく、公正で、活動を強制されないことが不可欠ではと考えます。</p> <p>共働きが増えたから業務を簡素化しようではなく、根本的な解決につなげる必要があるのではないのでしょうか。中学受験者も増え、土曜日に習い事をする小学生もいます。子どもを取り巻く環境は変わっています。多様性を考慮した学校関連の組織作りが求められます。PTA会費は、PTA運営のお金で、学校を支援するお金ではないはずです。PTAがボランティアでやっていることを教育費でできるよう</p>				

にしてください。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上